

国労青女家中央総行動・総決起集会



2月26、27日の2日間、東京にて国労青年・女性・家族中央総行動、総決起集会が開催され、博多地区本部からは、香田賢晋（博多車掌区）が参加しました。26日の青女家中央総行動では、海渡双葉弁護士（横浜合同法律事務所）による労働講座「改正育児介護休業法の現状と課題について」が行われ、その後、参加者全員で「自分や職場でどう活かすか」というテーマで討論が行われました。27日は、午前中、新橋駅S1広場にて、街宣行動が行われ（写真上）、多くの組合員が通行人にビラやウエットティッシュ（国労ロゴ入り）を配布する傍ら、九州を代表して萩原弘司（九州本部執行委員）が街頭演説を行いました。午後からは、交通ビルにて中央総決起集会が行われ、山岡遙平弁護士（神奈川総合法律事務所）による労働講座「日本の安全保障問題と憲法について考える」の後、各地本による2023春闘に向けたメッセージが紹介され、九州は、JR採用の組合員が集まり事前に撮った動画を通してのメッセージとなりました。その後、各エリアによる決意表明を経て、最後は、山中和也青年部長（中央本部）の音頭による「団結ガンバロウ」で閉会しました。参加された全国の皆さま、お疲れさまでした。

青年のひとりごと

今回、東京で開催された青女家中央総行動にて、弁護士による労働講座「改正育児介護休業法の現状と課題について」があり、講義の後、2グループに分かれて討論が行われました。ここで話題に上がったのが、多能工化（マルチスキル）の必要性についてです。確かに、育休等で職場に欠員が出る場合、他の社員がそれをカバーするための「スキル」を身につけていたら、業務が回り、誰もが安心して休暇が取れるようになるといった意見は、事実として間違いではありません。しかし、職場において、休んだ社員の業務を補うために、あらかじめ要員が十分に確保されている場合と、必要最低限の要員しかおらず、欠員が出たときのために、今の業務と関係のない「スキル」を新たに身につけないといけな場合とでは、意味合いが全く異なります。言うまでもなく、後者の場合は、「柔軟な働き方」という建前のもと、会社が職場の要員（コスト）を出来る限り削減するメカニズムそのものであり、そこを区別して考えなければ、知らず知らずのうちに労働強化によって搾り取られてしまうわけです。「何でも出来る将来性のある社員」と言えば聞こえが良いですが、これは単に、「経費節約のために人をどんどん減らしていくから、その分お前らが働けよ」という会社の「ご都合主義」でしかありません。なぜなら、私たちが「何でも出来ること」を良しと思えるのは、私たち「自身」がやりたい、身につけたいと望んでいることが何でも可能になる場合であって、「主体」はあくまで「自分」でなければいけないからです。つまり、会社から見て「何でも出来る社員」というのは、言い換えれば、それだけ「使い勝手の良い社員」ということでもあります。育児介護休業法のみならず、様々な法整備が整っているにも関わらず、現に、多くの労働者が権利を行使しにくい状況にあることから、私たち労働組合としては、その根本問題である「賃上げ」「要員の確保」について、会社に絶えず要求していくしかないということですね。

○当面する行動

- 3月10日（金） 17：00～/労政懇会議 県教育会館
- 3月11日（土） 10：30～/被災12年さよなら原発集会 天神チクモビル大ホール
- 3月24日（金） 11：00～/組織・交通合同対策会議 博多地区本部事務所